

返戻金制度について

当社が求人事業者に対して紹介した採用決定者が、入社日から6ヶ月以内に採用決定者の自己都合により、退職、過失等による懲戒解雇になった場合は、次の通り紹介料金を返還します。ただし、雇用者の責めによる解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他乙の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとしします。

3ヶ月以内の場合、料金の50%（別途消費税を加算）

6ヶ月以内の場合、料金の30%（別途消費税を加算）

許可番号 35-ユ-300117

ピーエスピー株式会社

代表取締役 重岡 伸一

山口県下関市豊浦町大字吉永526番の1